

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (48)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2015年9月の3回目…沖縄問題などの詳述です。安保法制(戦争法)は政府与党のごり押しで9月19日参議院通過。この前後の日本国民の闘いを詳述します。今回で昨年2015年9月は終了、次回から10月に入ります。)

## 一 辺野古新基地問題

(1) 9月7日沖縄県辺野古新基地建設をめぐる沖縄県と政府との第五回集中協議が首相官邸で行われ、翁長沖縄県知事と安倍首相が出席した。翁長知事は“協議は決裂した。あらゆる手段で工事を阻止する”との立場を守ったと語った。これに対し、安倍首相は“普天間飛行場の危険性除去のために辺野古移設に取り組んでいる。全力で取り組んでいきたい”と述べた。両者の対立は埋まらなかった。菅官房長官は、一時的に中断している工事の再開時期について沖縄県の行っている辺野古水域の潜水調査が終わり次第海底掘削(ボーリング調査)の工事再開を行う考えを示した。しかし翁長知事は、“辺野古新基地建設は法的瑕疵があり、県の第三者委員会の報告書を最大限尊重する”と述べ、一步も引かなかったのである(9月8日赤旗)。

しかも翁長知事が“首相は日本を取り戻すというがその中に沖縄は入っているのか”と問い詰めたのに対し、安倍首相は返答せず退席するという非礼な行動に出たのである。

協議後、翁長知事は、“全力を挙げて阻止する”と締め括った。そして翁長知事は、沖縄の民意を示す県民投票の検証を始めた(9月8日河北新報)。

このように安倍政府はじりじりと追い詰められているのである。

(2) 9月9日、翁長知事は、9月19日までに辺野古新基地埋立承認取消しを表明する意向を固め、移転阻止に向けて知事の権限を最大に行使する意思を固めた(9月10日河北新報)。

同日、政府と沖縄県は、米軍基地負担軽減や振興策を協議する「政

府・沖縄県協議会」を新設することで合意した（9月10日河北新報）。

（3）沖縄問題の根幹は、単なる環境保全の問題ではないことである。日米両政府は、沖縄を日本国憲法の適用範囲外に置き、日米安保条約と戦争法の実験場にしようとしているのである。

（4）9月11日、沖縄県は、新基地作業の海底ボーリング調査の際に、岩礁破砕許可区域外に投下した巨大なコンクリートブロックがサンゴ礁（翁長知事会見要旨）

を破壊していないかを確認する作業を終了した。そして翁長知事、岩礁破砕が確認された場合は、許可の取り消しを行う考えを示唆した。一方、政府は、県の潜水調査が終わり次第、作業を再開するとした。

（5）9月12日、安倍政府・沖縄防衛局は、作業を開始した。

同日、翁長知事が記者会見で述べた要旨を引用する（9月15日赤旗）。

同日、翁長知事が記者会見で述べて要旨を引用する（9月15日赤旗）。

「本日、辺野古新基地建設にかかる公有水面埋め立て承認の取り消しに向け事業者への意見聴取の手続きを開始した。埋め立て承認の法律的な瑕疵（かし）を検証する第三者委員会の検証結果報告（7月16日）を受け、環境部局で内容を審査した結果、承認には、取り消しうるべき瑕疵があると認められた。意見聴取日は9月28日。私は、今後もあらゆる手法を駆使して辺野古に新基地を造らせないという公約に実現に向け全力で取り組む。

（承認取り消しに踏み切るに至った決め手、タイミング）政府との集中協議（8月10日～9月9日）で、今日までの沖縄県の置かれている立場、歴史、県民の心などを説明し、政府側に理解を求めた。

しかし、残念ながら、私の意見を聞き取り入れるような態度は見えなかった。その中で、工事を再開するという話があったので、取り消しの決意をかためた。

（政府側の対応についての印象）一か月の議論が私としては意を尽くしたつもりだが、工事の再開は残念至極。沖縄県に寄り添うということがほとんど感じられなかった。日本という国がどうなのかという感じを持っている。

(知事が国の事業を取り消さざるをえない状況について) 沖縄のおかれている立場をどのように訴えても、このような形になる。日米安保体制が自国の国民にさえ、自由・平等・人権・民主主義といったものを保障できないのに、なぜ他国とそれが共有できるのか。

(埋め立てを承認した仲井真弘多前知事について) 思い返しても大変残念であり、無念な出来事だった。あの承認が今、首相官邸の錦の御旗になっていると思うと胸がかきむしられるような気持ちだ。

(埋め立て承認の取り消しで、実際に工事を止められるのか) まさしく法的問題であり、現時点で言及することは不利なので、差し控えたい。

(6) 右の談話を読んで感ずること  
は、戦後70年、日本という国は沖縄民を「棄民」してきたことである。

ところが菅官房長官は、“前知事が2013年に埋め立てを承認しており、既に行政判断は示されている。承認に法的瑕疵はない”と反論したのである(9月15日河北新報)。

この反論のまやかしは、国(政府)の一方的行政判断が憲法や地方自治体の条例より優越しているという考え方にある。

この問題は、いずれ法廷闘争に持ち越されるであろう。

(7) 9月21日、翁長知事は、国連人権理事会で、名護市辺野古新基地建設の阻止を訴えた。その訴えの要旨は次の通りである(9月23日赤旗)。

① 沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の現状を世界中から関心を持って欲しいこと。

② 沖縄の米軍基地は、米軍に強制的に接収されたものであること。

③ 沖縄に在日米軍基地の73%が存在し、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題が県民生活に大きな影響を与えていること。

④ そして次のように訴えたのである。

「自国民の自由、平等、人権、民主主義、そういったものを守れない国が、どうして世界の国々とその価値観を共有できるのでしょうか。

日本政府は、昨年、沖縄で行われたすべての選挙で示された民意を一顧だにせず、美しい海を埋め立

てて辺野古新基地建設作業を強行しようとしています。私はあらゆる手段を使って新基地建設を止める覚悟です。」

- ⑤ この訴えには、民意を一顧だにしない安倍政府への強い怒りと不屈の闘志が漲っており、深い感銘を与えるものである。

(8) 政府は、辺野古周辺地域に振興費を直接支給する支援策強化を始めた(9月25日河北新報)。再編交付金は、辺野古基地移設の受け入れ条件として、米軍再編で基地負担が増す周辺市町村に対し支給するものである(9月25日河北新報)。

この措置は、金をばらまくことで反対派を抱き込もうとする卑劣なやり口である。

(9) 沖縄・宮古島に陸上自衛隊部隊が配備される準備が進められている。この部隊は、中国、ロシア、北朝鮮を主敵と想定する部隊配備である。防衛省の計画は、警備部隊、地对艦ミサイル部隊、地对空ミサイル部隊、指揮統制機能を宮古島に配備し、隊員は700人から800人というものである。

(10) 翁長知事は、9月24日、国連人権理事会に出席し、帰国した折

の記者会見で、政府と沖縄の間で行われた集中協議(8月10日～9月9日)について、“沖縄県の自己決定、人権、自由、平等、民主主義、そういったことを何も保障できない国がどうして世界の国々とその価値観を共有、連帯し、どこかの国と対峙する資格があるのか。小さなものを翻弄してもかまわないという国が確固たる民主主義たりえるか”と述べた。そして基地建設につき、“県を挙げてこういった問題を訴えていく”

“この状況を世界中に発信し、これに対する日米安保体制の“品格”を見ていただき、その中から物事の解決する道を探りたい”と語った(9月25日赤旗)。

(11) 9月28日、翁長知事は、埋め立て承認取り消しに向け、10月7日に沖縄防衛局から行政不服審査法に基づく聴聞を行うと発表した。

聴聞通知書は、承認取り消し理由として、①代替施設を沖縄県内、辺野古に建設する根拠が乏しいこと、②移設は沖縄の米軍基地固定化を招くこと、③サンゴ礁、海草藻類など埋め立てが貴重な自然に与える

悪影響や保全措置も不十分なこ、などを挙げた（9月30日赤旗）。

（12）沖縄問題とは即ち、日本の縮図である。

戦争国家となるか、それとも平和憲法の下、平和国家となるか。沖縄

の人々の闘いは、平和国家への道標である。

これをもって沖縄問題の結語とする。

## V 原発問題その他

### 一 原発問題

（1）8月31日、東京電力福島第一原発事故に伴う旧緊急避難準備区域に指定された福島県川内村の住民は、裁判外紛争解決手続き（ADR）に基づき新たに同区域84世帯が「原子力損害賠償紛争解決センター」に慰謝料の和解を申し立てた。2月の第一次申し立てと合わせると申立人は196世帯432人となった。同地域は2011年9月に避難指示を解除され、一人当たり月10万円の慰謝料は、2012年8月で打ち切られた。そこで日常生活が取り戻せないとして、2011年3月にさかのぼって一人20万円の支払いを求めた。なお、同村は原発事故で一時は全員が避難した。2015年8月1日の帰村率は6割である（8月1日河北新報）。

（2）8月31日、国際原子力機構（IAEA）は、東京電力福島第一原発事故を検証した最終報告書を公表した。報告書の主な内容は、①原発は安全だという電力事業者の思い込みがあること、②規制当局も政府も疑問を持たなかったこと、③津波に対する原発の設計に弱点があること、④事故時の指針の弱点が特定できなかったこと、⑤原子炉の電源喪失や冷却不能の事態に十分な備えがなかったこと、⑥事故時の規則や手順書が国際的な慣行に沿うものではなかったこと、⑦地域社会の再生や住民の保障に十分考慮すべきこと、である（9月2日赤旗）。

なお、IAEAは、原子力の平和的利用の促進と軍事的利用への転用防止を目的とする国際的な組織である。

(3) 原発に対し、反対運動も高まっている。

その例として、8月26日、「原発問題全道連絡会」と「国民大運動北海道実行委員会」は、「原発ゼロ」学習会を開いた。その学習会で吉井英勝氏（NER代表）は、“戦争法で日本が戦争する国になり、敵をつくり攻められるといい、報復がテロを生み、原発も対象となる。福島で経験した事故は簡単に起こりうる。原発再稼働と原発輸出は一体不可分の関係であり、「原発利益共同体」にとっては・・・数兆円のビジネスになる。再生可能エネルギーは大きな可能性があり、原発に依存しなくてもやってゆける”と述べた（8月2日赤旗）。

また同日、福島第一原発事故で宮城県内で発生した放射性廃棄物の最終処分場建設問題で、環境省が詳細調査を行うとしたが、300人を超える人々が抗議した（9月2日赤旗）。

8月28日、31日両日に、環境省は、福島第一原発事故で発生した放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場建設問題で宮城県内三候補の現地調査の再開を試みたが、加美町では住民の猛反対にあい、とんざした（9月2、3日河北新報）。

(4) 原発事故は住民にのみ被害をもたらしているのではない。原発労働者にも被害を及ぼしている。9月1日、福島第一原発事故の収束作業に従事したことが原因でガンを発症したとして元作業員が東京電力など三社を相手取り、約6500万円の損害賠償を求める訴訟を札幌地裁に提起した（9月3日赤旗）。

(5) 9月3日、東京電力は、福島第一～第四号機建屋周辺の井戸（サブドレン）から放射能で汚染された地下水の汲み上げを始めた。一旦タンクに溜めた後、浄化施設で放射性物質を低減させ、海に流す計画であり、初めてのことであるという（地元の福島県漁業協同組合連合会は、8月25日、計画を容認する決定をしていた）。汲み上げた水は、浄化設備でセシウム、ストロンチウムなどを低減された後に運用目標値未満だと確認されれば海に排水する計画であり、時期は未定（9月4日赤旗）。なお、9月中旬に始まる予定との報道もある（同日 河北新報）。

(6) 原発反対運動は、いろいろな形態をとって行われている。9月上旬の反対の動きをみれば、①9月3日関西電力高浜原発三、四号機に下った

再稼働差し止め仮処分決定（4月）に対し、同社が行った異議申し立てに対する第二回審訊が福井地裁で行われた（9月5日赤旗）。㊟9月4日

「首都圏反原発連合」は原発ゼロを求める首相官邸前行動を行い、1500人が参加し、“安倍晋三は原発やめろ”とコールした（9月5日赤旗）。

㊟9月4日、札幌市で原発稼働反対の金曜日行動が行われ、同日名古屋市中部電力本店前には25人が浜松原発廃炉への思いをリレートークした。

また静岡県浜松市でも「さよなら原発の夕べ」が行われ、17人が参加した。福岡、奈良、香川でも同様の動きがあった（9月6日赤旗）。青森県むつ市、十和田市、八戸市、青森市で、秋田市で、大崎市で、仙台市で原発ゼロの反対運動が行われた（9月10日赤旗）。

（7）㊠ 9月9日、共産党藤野衆議院議員が北陸電力志賀原発の周辺調査したところ、原発敷地の西方海岸にある断層群に地震で隆起した化石のあることを視察し、ここ100年の間に少なくとも3回能登半島地震規模（M6.9）の地震で隆起した化石を確認した。

㊟9月10日、鹿児島県薩摩川内市の九州電力川内原発の営業が開始された。同原発ゲート前では「ストップ再稼働！3・11鹿児島集会委員会」の呼びかけで、約50人が“営業運転ヤメロ！”とシュプレヒコールを上げて抗議した。そして主催者代表の向原祥隆さんは、8月21日発生した復水器トラブルにつき、“原子力規制委員会は、川内原発を規制する気も能力もなかったことが明らかになった”“再稼働は国民の大多数が認めていない”と訴えた。

㊟9月10日、伊方原発をとめる会の会員と伊方原発差し止め訴訟の原告127人が原子力規制委員会の伊方原発3号機の再稼働許可に対し、許可取り消しと執行停止を求める異議申し立てを行った（9月11日）。

これは志賀原発の立地が極めて危険であることの証しである（9月11日赤旗）。

㊠ 9月10日、原子力規制委員会は、九州電力川内原発一号機の全検査を終えて九電に終了証を交付し、川内原発は本格運転に入った。国内原発の営業運転は、関西電力大飯原発四号機が2013年9月に停止して以

来2年ぶりであり、新基準の下では初めてである（9月11日赤旗）。

③ 9月11日九州電力は、川内原発二号機の原子炉に核燃料を搬入する作業が完了した。10月前半の再稼働を狙っての措置である（9月15日赤旗）。

④ 2015年9月14日、ウィーンで開かれた国際原子力機関（IAEA）の年次総会で、東京電力福島第一原発事故を総括する最終報告書が提出された。天野事務局長は、世界の原発の安全強化に向け、各国政府や電力会社に“事故の教訓を学び、対策を取り続けてほしい”と訴えた。報告書は、当時日本に広がっていた、「原発は安全」との思い込みが事故の主因と分析し、東京電力や政府の規制当局が巨大な津波の発生の危険を認識していたにも拘らず、実効性のある対策を取らなかった、と批判した（9月15日赤旗）。

⑤ 2016年度予算の概算要求では、エネルギー対策特別会計は15年度当初比1792億円増の9757億円であり、増加の大部分は優先課題推進枠1576億円によるものである。他方、再生可能エネルギー枠は48億円増の1355億円である。原発立地自治体に

対する電源立地地域対策交付金は42.3億円減の868.9億円である。この交付金は、各原発の稼働率をもとに算定する。福島第一原発事故後、動いていない原発は、一律81%のみなし稼働率が適用されてきたが、今回はみなし稼働率の上限を7割弱に引き下げ各原発ごとに算定し直し、みなし稼働率が7割弱を下回る原発の交付金については、道県分は稼働率の下限を設けず16年度から引き下げ、市町村分は一律7割弱とし、5年間かけ段階的に引き下げるというものである（9月16日赤旗）。

つまり稼働しない原発の立地地域には予算配分を減額するということであり、原発再稼働の受け入れを予算減額により立地自治体や住民に迫るものである。

⑥ 9月19日首都圏反原発連合は、22日に行う「KEEP CALM AND NO NUKES 0922 反原発 首相官邸前 国会大抗議」への参加を呼びかける街頭宣伝を東京新宿駅東口で行った。この抗議は、2030年の電源構成で原発比率を20～22%とする方針に基づいて8月に九州電力川内原発一号機の再稼働を強行したことへの怒りの行動である（9月20日赤旗）。

⑦ 東京電力福島第一原発事故を踏まえた新基準を満たした原発について、政府が進める再稼働について、日本世論調査会が9月12、13日に実施した全国面接世論調査によれば、原発再稼働に反対が58%、賛成が37%である。反対の理由は、「原発の安全対策、事故時住民避難などの防災対策が不十分」(39%)、「原発から出る核のごみの処分方法が決まっていない」「福島第一原発事故が収束していない」である。また2030年時点で総発電量に占める原発の比率を20~22%にするとした政府目標については、「もっと下げるべきだ」が41%、「ゼロにすべきだ」が22%であった。さらに、太陽光や風力など再生可能エネルギーが占める比率を22~24%にする目標については「もっと上げるべきだ」が55%であった(9月25日河北新報)。

民意は原発再稼働に反対していることがこの世論調査からも明らかである。

⑧ その表れとして9月18日、20日の両日、札幌市で、青森市で、秋田市で、函館市で、原発廃棄を求めるデモ行進などの抗議行動が展開された(9月25日赤旗)。

⑨ 9月27日、「原発をなくす全国連絡会」が東京都内で「原発立地県交流集会」を開催した。木下興一氏(民医連事務局次長)が基調報告し、福島、京都、愛媛、鹿児島代表が各地の原発反対のたたかひの報告を行った(9月28日赤旗)。

⑩ 9月26日、「JCC 臨界事故を忘れない、原発事故をくり返さない2015年9・30茨城集会」が茨城県東海村で開かれた。集会実行委員長の田村武夫茨城大学名誉教授は、「事故の教訓が生かされていない」と述べ、東海第二原発の廃炉を訴えた。

また東海第二原発差し止め訴訟弁護団の小室光子弁護士は、同原発を所有する日本原電には事故賠償、安全確保の観点から同原発を動かす体力がないことを明らかにした(9月29日赤旗)。

⑪ 9月25、27日、北海道札幌市で、宮城県大崎市で、同県塩釜市、秋田市で、大館市で原発ノーの行動が繰り広げられた(9月29日赤旗)。

⑫ 9月29日、福井県にある関西電力の大飯、高浜、美浜の各原発九基の再稼働差し止めを求める訴訟の第八回口頭弁論が天津地裁で行われた。原告住民は、若狭湾沿いの地層

から14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物が発見されたことを指摘し、関電の津波リスクは過小評価だと主張した（9月30日赤旗）。

⑬ 9月29日、福島原発事故津島被害者原告団（津島地区住民32世帯117名）は、国と東京電力を相手どり原状回復と損害賠償を求めて福島地裁に提訴した。

訴状は、①原状回復する義務があることの確認、②事故前の水準まで空間線量を下げること、③目標達成の一年後まで一人当たり月額35万円の慰謝料を支払うこと、④情報が隠

されて津島にとどまったことによって高い放射線を浴びた原告に被爆慰謝料300万円を支払うこと、⑤ふろさと喪失による慰謝料3000万円を支払うこと、というものである。

当日29日には、朝から郡山駅前でも宣伝し、午後には郡山市内で提訴決起集会を開いた。今野団長は、“国と東電の責任を明確にし、古里を取り戻して原状を回復させる。勝利まで頑張り抜く”とあいさつした。

（8）福島原発事故に伴うさまざまな動きについては後に触れる。

## VI 教育と科学

### 一 教育

（1）2018年度以降、小中学校の道徳が教科となった。

道徳とはそもそも何か。人間は社会を形成して共同生活をしてきたのであり、その共同生活を自主的に平等に律するのが道徳である。他者を尊重し、自由で平等で責任ある態度を、上から強制的に教え込むことはすべきではない。あく迄子どもの自主性、自発性を尊重し、その長所を

伸ばし足らざる点を補うことが道徳教育の基本でなければならない。

右の基本を踏まえない道徳の教科化は教育の名に値しない。

（2）8月28～30日、日本教育学会第74回大会が開かれた。テーマは、「戦争と子ども・教育」が一つのテーマであった（9月9日赤旗）。

このテーマについての私の考えを書くことにする。そもそも教育の基本理念とは、人間の基本的価値、す

なわち自由、民主、平等、平和、福祉、真理、美を愛する心、そしてよりよき社会を作ろうとする意欲を子どもの心から引き出す作業である。

戦前にはこの基本理念が放棄された。しかし、戦後は、教育基本法、児童福祉法などに象徴されるように、この基本理念が再生した。六・三制教育は、教員の努力もあって教育理念を充実させた。

しかし、このような教育の営みを破壊する動きが近年強くなってきた。安倍政権による「教育改革」は、上述した基本理念に逆行するものである。

藤田英典共栄大学教授の分析によれば、安倍教育改革は日本の教育の成功基盤を切り崩し歪める危険な五本の矢であるとして、①教科書改革による思想統制、②道徳の教科化による人格統制、③小中一貫教育の法制化などによる教育の市場的統制、④全国学力テスト学校別結果公表容認や大学入試改革などによる成果主義的な教育統制、⑤教育委員会制度改革による行政的統制の強化と歪みがあるという。加えて、①大学運営における学長権限の強化と教授会の諮問機関化、②文部科学省が6月8

日「教員養成系・人文社会科学系の学部、大学院の廃止や社会的要請に高い分野への転換」を促す通知を全国の大学に発出したこと、③下村文科相が6月16日の国立大学長会議において、卒業式・入学式での国旗掲揚・国歌斉唱を要請したことがある（世界2015年8月号）。

(3) 右の如き教育統制は、今後益々強化されていくであろう。しかし、事態は安倍内閣の思惑通りにはいかないであろう。前に述べたシールズに代表される若い世代の意識は、戦争法廃棄、原発反対、災害救援を行う行動に代表されるように、平和希求意識、自由意識、人権意識、共生意識が強いからである。

(4) 9月10日文科省は、10日迄に、国立大学改革推進案として、重点的に取り組む教育や研究内容によって全86校を三つのグループに分ける枠組みをまとめた。

①卓越した教育や研究で外国大学と競うグループ（16校）、②地域ニーズに応える人材育成・研究を行うグループ（55校）、③特色ある教育・研究を進めるグループ（15校）に分類し、2016年度から運営費交付金の一部を各グループに傾斜配分

することとし、各大学に三つのうちいずれかを選ぶよう要請し、また教員養成系や人文社会科学系の学部の廃止や改組を進めるよう通知した

(9月11日河北新報)。

(5) その狙いは何か。国立大学を輪切りにし、国策に合う研究には金を出して奨励し、それ以外の研究・教育をいわば切り捨て同然とすることである。そして専門教育と一般教育と一般教養教育を分離することにより、研究・教育者の社会的意義を相対化するものである。

(6) 藤田英典教授の要約した日本学術会議の「日本の展望委員会・知の創造分科会」がとりまとめた「21世紀の教養と教養教育」(2010年)によれば、「大学教育のミッション(使命)は『市民形成と専門的・職能的教育の両方に通じる自由な精神・知性の形成』にある。そのためにも一般教育では、市民的教養の形成と言語教育・メディア教育の充実を図っていくことが重要である。他方学士過程の専門教育では、専門基礎教養の形成という側面もあることを確認することが重要であり、そのためにも④専門分野の内容を専門外の人に分かるよう説明できること、

⑤専門分野の社会的・公共的意義について考え理解すること、⑥専門分野の限界を理解し、相対化できることが重要であり、この三つの要件は「参加型民主主義社会における責任ある能動的な市民の育成」にとり重要である、という(世界2015年8月号)。

私は、この見解は正しいと考える。広く深い教養なくして社会的に有用かつ高い社会的意義のある研究と教育はあり得ないと考えるからである。

(7) では第二次大戦時下の大学と軍事研究の関係はいかなるものであったか(以下9月16日赤旗)。

1943年8月には閣議決定で「科学研究は戦争遂行を唯一絶対の目標とすべき」と定められ、戦争目的の研究する体制が整備され、大学や研究所の研究者は、軍事研究に専心するようになった。

東京大学では、1944年8月第一工学部が、「特殊形爆弾」「ロケット用噴進剤」「電波暗視機」「熱線暗視用燐光体」「水中砲弾の研究」「毒ガスの検知法及合成」などが重要研究事項とされた。

また航空研究所でも、「長距離機の製造指導」や、海軍の大型爆撃機「連山」の製作に協力し、「連山」に搭載して敵艦へ体当たり攻撃を行う人間爆弾「桜花」の模型製作、あるいは陸軍用の「イ号特攻兵器」（無線誘導の空対地ミサイル）の研究が行われた。そして研究に必要な資金や資材は軍から支給されていたが、当時の文部省の所管した科学研究費補助金も大きな役割を果たした。この制度を提唱し、実現させたのは、荒木貞夫陸軍大将であり同文部大臣であった。

正に戦時下の研究者は、軍の侍女であったといえよう。

(8) 歴史はくり返すというが、アメリカでも日本でも「産官学連携」の動きが蠢動している。

2015年度に、軍事に転用可能な研究に予算が初めてついたのである。研究者の良心が問われる時代になったのだ。

因みに9月15日、経団連は、戦争法成立直前に「防衛産業政策と実行に向けた提言」を発表した。提言は、戦争法が成立すれば「自衛隊の国際的な役割の拡大」があると

し、そのために「自衛隊の活動を支える」軍需産業の役割が高くなるとした。そして、軍事企業の「努力が利益に適切に反映」されることを政府に求め、さらには、固定費負担や生産中断の場合のコスト負担を適切に補填する仕組みを求めたのである。しかも提言は、武器輸出を「国家戦略として推進すべきである」とし、官民で輸出を進める仕組みが必要だとし、「適切な収益の確保も重要だ」としたのである。

正に財界は、「死の商人」の育成に国費を投入せよ、と要求したのである(9月23日赤旗)。

さらに文科省は、大学入試を知識量を問う入試から、思考力をみる記述式問題や面接で人物を評価する選抜方式への転換をめざしている。

この転換は、正しいだろうか。運用如何によるともいえそうだが、しかし、人物評価は、思想差別に連動するおそれがある。また入試担当者の識見と力量と良心が問われる問題であり、危険な動きである。

## 一応の結び

一 201年9月には、労働者派遣法改悪法問題が生起し、9月11日成立した。約言すれば、改悪法は派遣労働者を使い捨てにするものである(9月12日赤旗)。

またマイナンバー制度が9月3日に成立した。この制度は、国民総背番号制度に類似したものである。庶民のあらゆる情報を国が一元的に把握し管理する制度であり、庶民のプライバシーや権利を侵害するものである(9月3日河北新報)。

それだけではない。マイナンバー制度は、消費税率引き上げに伴う一人当たり4000円程度を政府が国民に

還付する制度と組み合わせられ、マイナンバーカードを持たなければ還付しないというものであり、庶民いじめの制度である(9月22日赤旗)。

二 以上のようにみてくると、2015年9月は、日本の将来の命運を規定する戦争法成立の月であった。

しかし、多くの人々が諦めることなく闘いを続けている。これからも戦争法と戦争政策への闘いは続けられるであろう。

平和は希望であることを明記し、9月の結語とする。(2015年10月24日摺筆)。